

中国圏広域地方計画学識者等会議 規約

令和 4 年 6 月 1 6 日

改定：令和 7 年 3 月 2 1 日

(名称)

第 1 条 本会議は、中国圏広域地方計画学識者等会議（以下「学識者等会議」という。）と称する。

(目的)

第 2 条 学識者等会議は、中国圏広域地方計画協議会（以下「協議会」という。）の求めに応じ、中国圏における国土形成計画法(昭和 25 年法律第 205 号)第 9 条に規定する広域地方計画(以下「中国圏広域地方計画」という。)を定め又はすでに定められた中国圏広域地方計画を変更するために協議会で行われる協議において、専門的な見地から意見を述べることを目的とする。

(組織)

第 3 条 学識者等会議は、別表に掲げる学識者等（以下「委員」という。）で組織する。

2 委員は非常勤とし、その任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

(座長)

第 4 条 学識者等会議に座長及び座長代理を置き、委員の互選により選任する。

2 座長は、会務を総理し、学識者等会議を代表する。

3 座長代理は、座長に事故があるときにその職務を代理する。

(運営)

第 5 条 学識者等会議は、座長が召集する。

2 座長は必要に応じて、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を徴することができる。

(事務局)

第 6 条 学識者等会議の事務局は、中国地方整備局企画部及び建政部並びに中国運輸局交通政策部及び観光部に置く。

(雑則)

第 7 条 この規約に定めるもののほか、学識者等会議の運営に関し必要な事項は別に定める。

附則

(施行期日)

第 1 条 この規約は、決定の日から施行する。

(設立時委員の任期特例)

第 2 条 学識者等会議設立時の委員においては、第 3 条第 2 項の規定にかかわらず、その任期を中国圏広域地方計画が定められた日又は改定された日の属する年度の末日までとする。

令和4年6月16日
改定：令和7年3月21日

中国圏広域地方計画学識者等会議委員名簿

氏原 岳人 岡山大学大学院環境生命科学研究科准教授

大島 正美 一般社団法人データクレイドル代表理事

加納 優 株式会社中国新聞社論説委員

神田 佑亮 呉工業高等専門学校環境都市工学分野教授

齋藤 英智 山口大学経済学部経済学科准教授

佐々木 文 有福温泉「ありふくよしだや」若女将

○：鈴木 素之 山口大学創成科学研究科教授

田中 輝美 島根県立大学地域政策学部地域政策学科准教授

谷口 雅彦 中国経済連合会専務理事

谷本 圭志 鳥取大学工学部社会システム土木系学科教授

森 佳子 島根大学生物資源科学部農林生産学科准教授

◎：渡邊 一成 福山市立大学大学院都市経営学研究科教授

◎：座長 ○：座長代理

(敬称略、50音順)